

日 時 令和 3 年 6 月 1 8 日 (金)

出席者：市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、産業環境部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、教育振興部長、生涯学習部長、社会福祉協議会事務局長、安城消防署長、危機管理監、危機管理課長、危機管理課課長補佐、コロナ対策係長、健康推進課長、健康推進課主幹、健康推進係長

1 本部長あいさつ

- ・政府は、愛知県を含む 10 都道府県に発出している緊急事態宣言を、沖縄県を除き今月 20 日をもって解除することを決定した。このうち愛知県を含む 7 都道府県については、7 月 11 日を期限とする「まん延防止等重点措置」に移行することとしている。
- ・本市の感染状況は、4 月から 6 月 15 日までの 2 か月間半の感染者数は 417 件と昨年度の年間発生数 366 件を大きく上回った。6 月第 2 週から減少傾向となっているが、まだ予断を許さない状況。
- ・本市のワクチン接種は高齢者に続き、64 歳以下の市民へも接種クーポン券が送付され接種が始まる。これまでの市内 3 か所の集団接種会場に加え、7 月からは安城更生病院、藤田医科大学岡崎医療センターが、愛知県が実施する大規模接種会場となる。さらに職域接種も始まるので、これまで以上に接種が加速していくこととなる。
住民への接種は、市が行うべきコロナ対策の中で最も重要な対策となるので、これまでと同様に全庁あげての協力体制で取り組み、円滑に接種を進めていく。
- ・市職員は、気を緩めることなく基本的な感染防止対策を徹底し、コロナ禍における社会情勢に対応するための情報収集に心掛けて取り組むこと。
また、職員にも接種クーポン券が届くので、ワクチンの効果と副反応を正しく理解した上で、接種を判断してもらいたい。

2 協議報告事項

- (1) まん延防止等重点措置について
 - ア 措置期間は 6 月 21 日から 7 月 11 日まで。
- (2) 市主催のイベントや集会の実施可否の基準について
 - ア 基準内容は別紙のとおり。期限は 7 月 11 日まで。
- (3) 市公共施設等の利用制限状況について
 - ア 利用制限等については別紙のとおり。期限は 7 月 11 日まで。

3 その他

- (1) 64 歳以下のワクチン接種について